

第8章 廃棄物処理対策

第1節 廃棄物の排出等の状況

第1 産業廃棄物の排出実態

近年、経済・社会活動の発展、特に第2次産業の伸展に伴って排出される産業廃棄物の量は増加する一方、その質においても多様化の傾向を示し、有害物質や処理困難な物質を含むものが多くなっている。

特に著しく都市化が進み、狭小過密な府域では内陸部に廃棄物の処分地を確保することは限界に達し、廃棄物の適正な処理が困難となり、このため不法投棄等を誘発するなど、正常な都市機能を阻害する原因ともなっている。

本府が実施した調査によれば、府下で排出される処理計画対象廃棄物量（産業廃棄物、廃土砂、市町村清掃残渣）は、昭和48年度においては1カ月に約694万トンとなっている。

1 種類別排出量

種類別排出量は、汚でいが234万トンと全体の33.8%を占め、次いで廃酸175万トン（25.2%）、建設廃材及び廃土砂160万トン（23.1%）、廃アルカリ64万トン（9.1%）の順となっている（図3-8-1）。

また、汚でい、廃酸、廃アルカリ等液状のものが479万トンで全体の69%を占めている。これは廃棄物は排出源でとらえるという「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の趣旨にしたがい、液状の廃棄物については含水率の高低にかかわらず廃棄物としては握したためである。

2 排出源別排出量

排出源別排出量は、製造業が350万トンで全体の44.0%を占め、次いで上下水道事業等の都市施設から排出されるものが198万トンで28.7%を占め、これらで全体の約73%を占めている（図3-8-2）。

3 地域別排出量

地域別にみると、大阪市地域が308万トンで全体の44.3%を占め、次いで東大阪地域189万トン（27.3%）、南大阪地域111万トン（16.0%）、北大阪地域86万トン（12.4%）の順となっている（図3-8-3）。

図 3-8-1 種類別排出量

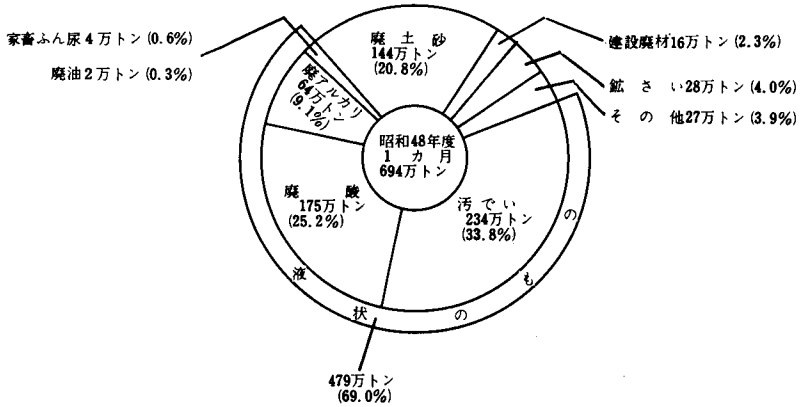


図 3-8-2 排出源別排出量

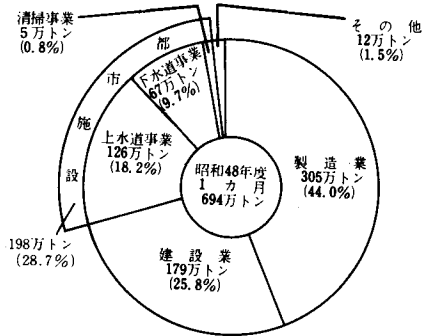
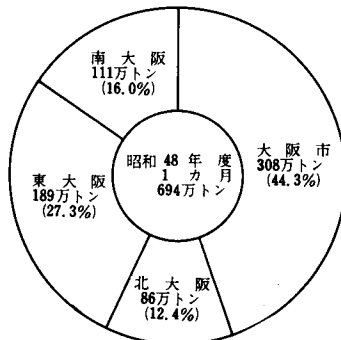


図 3-8-3 地域別排出量



第2 一般廃棄物の現況と処理実態

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出される一般廃棄物の量は年々増加の傾向を示し、市町村が廃棄物処理法第6条の規定に基づいて行う一般廃棄物の計画収集量は、昭和48年度には約240万トンに達し、その処理区分は、焼却処分によるものが約186万トンと77.4%を占めているが、これの大部分は市町村直営の焼却場において処理されていると考えられる。

また、埋立処分による量が年々減少しているのは埋立地の確保の困難性を示している（図3-8-4及び図3-8-5）。

図3-8-4 ごみ処理状況の推移（計画収集）

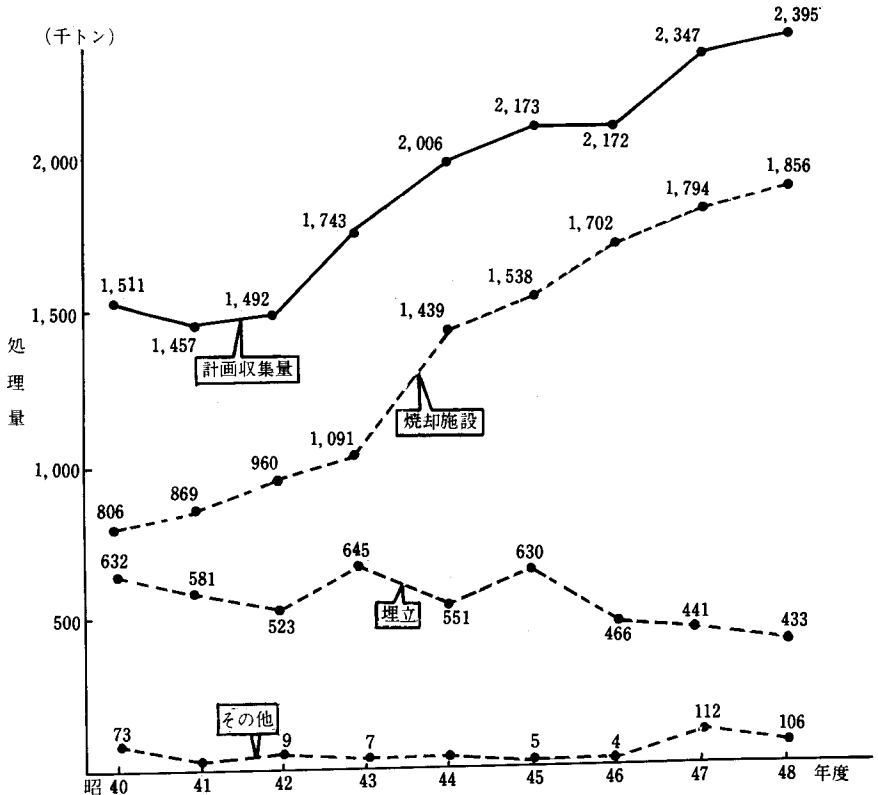
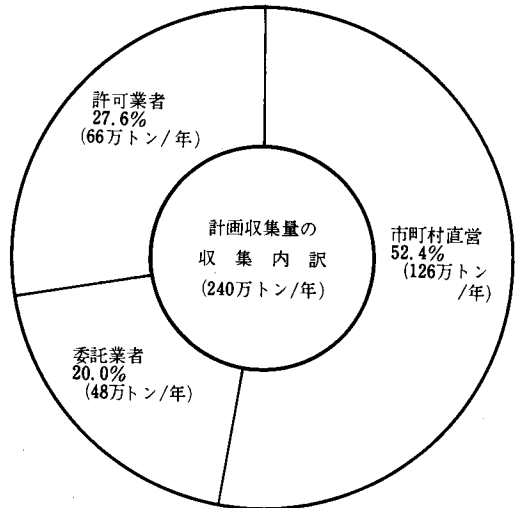
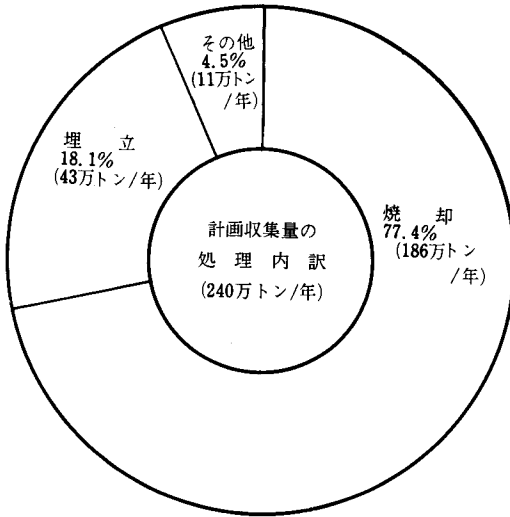


図3-8-5 ごみ処理の区分 (昭和48年度)



第2節 産業廃棄物処理対策

第1 大阪府産業廃棄物処理計画の策定

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法第11条の規定に基づき、昭和48年9月、産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定める大阪府産業廃棄物処理計画(案)を策定して府公害対策審議会に諮問した。

同審議会では、専門委員会(廃棄物分科会)において調査検討を行うとともに、幹事会(市町村関係)を開催して地方公共団体間の処理分担の調整を図り、昭和49年6月27日、同計画(案)を了承する旨の答申があったので、同年7月30日、同計画を決定した。

この計画は、昭和48年度における産業廃棄物の排出実態をもとにして昭和56年度までの将来推計を行い、これを適正に処理することにより、生活環境を保全し、廃棄物の不適切な処理による二次公害を防止するため、大阪府の特性を考慮した処理体系、処理分担等を定めた総合的、長期的な計画であってその概要は次のとおりである。

1 計画策定の基本的な考え方

大阪府産業廃棄物処理計画は、次の3原則を基本として策定したものである。

(1) 事業者処理責任の原則

廃棄物は事業者自身の処理を基本とするとともに、産業廃棄物処理業者及び地方公共団体もそれぞれの立場から事業者処理の一部を補完する。

(2) クローズドシステムの原則

府民は、廃棄物については「捨てる」という従来の観念から、今後は廃棄物を「出さない」という廃棄物処理の基本理念に転換し、特に事業者は生産工程から廃棄物を可能な限り排出しない方法を講じる。

(3) 再生利用の原則

廃棄物の処理は、排出された廃棄物は可能な限り回収し、資源としての再生利用を行うという面からも推進する。

2 計画の内容

(1) 計画の期間は、昭和48年度から昭和56年度までの9カ年とし、昭和52年度を中間目標年度としている。

(2) 対象廃棄物は、廃棄物処理法に定める燃えがら、汚でい、廃油等18種類の産業

廃棄物のほか、一般廃棄物のうち市町村清掃事業から排出される焼却残渣並びにし尿処理汚水及び廃土砂を対象とする。

- (3) 事業者と地方公共団体の処理分担については、廃棄物処理法において廃棄物の保管、収集、運搬、中間処理及び最終処分の基準が定められているので、本計画ではこれらの基準をもとに中間処理を中心に望ましい処理方法を定め、産業廃棄物の処理分担を事業者と地方公共団体について、表3-8-1及び表3-8-2のとおり定めている。

表3-8-1 中間処理分担割合

(単位：%)

排出源	廃棄物の種類	年度 分担	昭 52		56	
			事業者	地方公共団体	事業者	地方公共団体
製 造 業	汚 で い 廃 酸 廃アルカリ	有害物質を 含むもの	60	40	75	25
		そ の 他	100		100	
	廃 油	油水分離	100		100	
		焼 却	60	40	75	25
	紙くず・木くず・ 織 維		80	20	75	25
そ の 他		100		100		
農 業 建 設 卸 小 売 電 気 ・ ガ ス 事 業 サ ー ビ ス 業 ・ 公 務	全 廃 棄 物			100		
上 水 道 事 業 下 水 道 事 業	汚 水 事 業			100	100	

(注) 上水道、下水道事業は事業者としての地方公共団体の分担とした。

表3-8-2 最終処分担割合

(単位：%)

排出源	年度 分担	昭 52		56	
		事業者	地方公共団体	事業者	地方公共団体
電 気 ・ ガ ス 事 業		100		100	
上 水 道 ・ 下 水 道 事 業			100		100
清 掃 事 業			100		100
そ の 他 の 業 種	汚 で い ・ 廃 酸 ・ 廃 油 ア ル カ リ ・ 廃	70	30	50	50
	紙くず・木くず・ 織 維	80	20	75	25
	そ の 他	80	20	60	40

第2 広域処理対策事業の推進

1 堺第7-3区のえん堤等整備事業

産業廃棄物は排出事業者が適正に処理すべきものとされているが、中小企業者が大多数を占める府域における事業所構成の特性を考慮すると、それらの処理をすべての事業者によって処理処分させることには困難な面がある。

このため、府では事業者処理責任の原則を踏まえながらこれを補完するという立場で、中小企業から排出される産業廃棄物の処理の一部を分担することとし、昭和45年度から堺第7-3区に最終処分地を確保するための施設整備を行ってきた。

えん堤等の整備状況は表3-8-3に示すとおり、これまで用地造成を完了し、中仕切り堤、えん堤1期工事のほか検収所工事が完成しており、現在、えん堤2期の工事を進めている。

表3-8-3 えん堤等整備事業の実施状況

(単位：千円)

区分 事業名	全体計画		昭和48年度まで施工済		昭和49年度施工	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
用地造成	65,000㎡	1,720,600	65,000㎡	1,720,600		
えん堤1期	820m	1,645,400	820m	1,645,400		
えん堤2期	上部工 3,580m 下部工 3,526m	17,270,271	上部工 840m 下部工 1,737m	4,411,271	上部工 903m 下部工 825m	3,159,000
中仕切り堤	1,105m	1,734,729	1,105m	1,734,729		
検収所	用地 1,200㎡ 建物 118㎡	22,517	用地 1,200㎡ 建物 118㎡	22,517		
合計		22,393,517		9,534,517		3,159,000

2 堺第7-3区における最終処分事業の実施

昭和46年2月に産業廃棄物の広域処理対策事業の一環として大阪市と共同で設立した財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、堺第7-3区において埋立処分事業を実施している。

昭和49年度において、前年度までに引き続き、大和川以南において府、市町村、国等が行う事業に伴って排出される廃土砂、がれき類約6万トンの埋立処分を実施した(表3-8-4)。なお、昭和50年3月以降は府全域を対象とし、民間事業から排出される廃土砂、がれき及びこれに類する廃棄物を受け入れることとした。

表3-8-4 最終処分の事業内容

実施時期	対象廃棄物	対象事業	対象地域	受入限度	受入実績
昭和49年度 当初	廃土砂、 がれき	大阪府、堺 市の公共事業	大和川以南	車両台数 1日500台以内	60,739トン
昭和49年 6月10日以降	廃土砂、 がれき	大阪府、市町 村、国等が行 う公共事業	〃	〃	
		民間事業	堺市域	〃	
昭和50年3 月17日以降	廃土砂、がれ き及びこれら に類するもの	公共事業 民間事業	大阪府全域	〃	

第3 大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、昭和49年度において同公社が実施した事業は、①堺第7-3区における最終処分事業の実施 ②大阪市北港における最終処分事業の実施計画の検討 ③廃棄物の中間処理に関する情報収集などである。なお、同公社に対しては補助金を交付してその事業の円滑な推進を図っている。

第4 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきたが、昭和49年度においては、製造業のうち処理困難な廃棄物を排出する事業所及び廃棄物を多量に排出する事業所など2,814事業所を重点対象として、廃棄物

処理法第18条に基づく産業廃棄物の処理に関する報告書の徴収、立入検査等を実施し、その徹底を図った。

昭和49年度における産業廃棄物処理施設設置届出書の受理件数は49件であった（表3-8-5）。

表3-8-5 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

(昭和50年3月31日現在)

処理施設の種類	施設設置届出書の受理件数	
	昭和49年度	果 計
汚でいの脱水施設	27	74
汚でいの乾燥施設	2	3
汚でいの焼却施設	2	3
廃油の油水分離施設	1	34
廃油の焼却施設	3	9
廃酸・廃アルカリの中和施設	5	66
廃プラスチック類の焼却施設	8	18
有害物質を含む汚でいのコンクリート固型化施設	0	1
汚でい・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	9
合 計	49	217

第5 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしている。昭和49年度において、それらの基準に適合するものとして許可をした処理業者数は167業者で、その処理業の種類は、収集及び運搬149件、中間処理業8件、埋立処分業9件、海洋投入処分業1件となっている。

第3節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

1 一般廃棄物処理施設の整備状況

昭和49年度末における一般廃棄物処理施設の整備状況は表3-8-6のとおり、ごみ処理施設については16市町9組合で処理能力は合計11,830トン/日、粗大ご

み処理施設については7市4組合で処理能力は合計835トン/5時間、し尿処理施設については18市町7組合で処理能力は合計4,607kl/日となっている。

2 施設整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新、増設及び施設の改造事業に対し、し尿処理施設については昭和33年度、ごみ処理施設については昭和37年度、粗大ごみ処理施設については昭和46年度以降それぞれ財政援助を行ってきており、昭和49年度には八尾市ほか延15市町組合に対し、3億9,689万円（うち前年度からの繰越分6,667万円）を交付した。その対象施設は、ごみ処理施設延10施設、粗大ごみ処理施設1施設、し尿処理施設延16施設及び最終処分地3施設となっている。

第2 公害防止設備の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設の焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務づけられている。

これの整備促進を図るため、昭和49年度においては門真市ほか延21市町組合に対し、洗浄集じん装置設置補助金12億9,614万円（うち昭和48年度からの繰越分8億504万円）を交付した。その対象施設は、ごみ処理施設延20施設、し尿処理施設2施設であった。

また、昭和49年度からはそれらの公害防止設備の設置に係る地方債の利子支払額に対しても助成を行うこととし、箕面市ほか9市町組合に対しごみ処理施設延12施設について3,087万円を交付した。

第3 一般廃棄物処理施設に関する調査研究

ごみ処理施設のうちごみ焼却施設から排出される排水水について、公害防止上その処理方法についての技術開発を行うため、昭和48年度から2カ年計画で調査研究を実施してきた。昭和49年度においては、前年度の調査研究に基づいて排水処理施設の実験モデルの作製並びに排水の効果的処理方法の考察を行った。

表 3-8-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) し尿処理施設整備状況

(昭和49年度末現在)

市 町 (組 合) 名	規 模 (kl/日)	処 理 方 式	
		一 次	二 次
堺 市	560	消 化	活
岸 和 田 市	150	消	〃
豊 中 市	100	〃	〃
吹 田 市	180	化	〃
高 槻 市	144	消	酸 散
貝 塚 市	120	〃	活
枚 方 市	347	消 酸	〃
茨 木 市	150	化	〃
八 尾 市	265	〃	〃
寝 屋 川 市	290	消 酸	〃
河 内 長 野 市	100	酸	〃
門 真 市	177	消	〃
泉 南 市	50	〃	〃
交 野 市	30	〃	〃
島 本 町	34	化	〃
忠 岡 町	30	酸	〃
熊 取 町	30	〃	〃
岬 町	50	消 酸	〃
東大阪市・大東市清掃センター	560	消	〃
豊中市・伊丹市清掃施設組合	150	〃	〃
守口市・四條畷市清掃施設組合	200	〃	〃
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	300	消 酸	〃
富田林市外5カ町村環境衛生施設組合	200	酸	〃
泉北環境整備施設組合	270	消 酸	〃
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	120	消	〃
合 計	4,607		

(注) 1 処理方式の区分は次による。

一次	消……消化处理	二次	散……散布ろ床処理
	化……化学処理		活……活性汚でい処理
	酸……酸化塔処理		

2 大阪市及び池田市については公共下水道で処理されている。

(2) ごみ処理施設整備状況

市 町 (組 合) 名	処 理 能 力 (トン/日)	処 理 方 式
大 阪 市	3,750	連
堺 市	810	固 連
池 田 市	120	半
吹 田 市	480	連
高 槻 市	450	固 連
守 口 市	300	連
枚 方 市	450	固 連
茨 木 市	300	連
寝 屋 川 市	210	固 連
松 原 市	100	〃
箕 面 市	180	〃
門 真 市	210	〃
摂 津 市	180	〃
島 本 町	30	固 半
忠 岡 町	30	連
岬 町	15	半
豊中市・伊丹市清掃施設組合	975	連
四条畷市・交野市清掃施設組合	180	〃
東大阪都市清掃施設組合	1,050	半 連
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	450	固 連
南河内清掃施設組合	300	〃
泉北環境整備施設組合	450	〃
岸和田市・貝塚市清掃施設組合	450	〃
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	180	〃
泉南清掃事務組合	180	〃
合 計	11,830	

(注) 処理方式の略号は次の区分による。

連……連続燃焼式機械炉、 固……バッチ式固定炉
半……バッチ式半機械炉

(3) 粗大ごみ処理施設整備状況

市 町 (組 合) 名	規 模 (トン/5h)	処 理 方 式
大 阪 市	120	圧 縮
池 田 市	30	破 砕
吹 田 市	50	〃
守 口 市	35	〃
八 尾 市	100	併 用
寝 屋 川 市	50	〃
箕 面 市	50	〃
豊中市・伊丹市清掃施設組合	50	破 砕 圧 縮
南河内清掃施設組合	50	
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	100	〃
東大阪都市清掃施設組合	150	〃

(注) 処理方式のうち併用とは圧縮と破砕を兼ねたもの若しくは不燃物、可燃物を併せて処理できるものをいう。